

大阪市告示第27号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月9日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
大阪シティ 信用金庫	J R 八尾駅 前支店	変 更 前	〒581-0085 八尾市安中町3丁目2番40号	令和8年 1月26日
		変 更 後	〒581-0085 八尾市安中町1丁目4番11号	

(会計室会計管理担当)